

規制シート(様式)

(別紙1)

150201000420001

平成27年11月6日

規制の名称	PTAや青少年教育団体等が実施する共済事業	所管府省	文部科学省
根拠法令等	PTA・青少年教育団体共済法(平成22年法律第42号)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	生涯学習政策局社会教育課長 谷合俊一
規制目的	共済事業に係る業務の健全かつ適切な運営及び財務の健全を図ることによって、共済契約者や被共済者(加入者)の保護を図る。		
規制内容の概要	PTA若しくは青少年教育団体又はこれらに係る安全互助会などの特定関係団体(以下、「PTA等」という。)は、行政庁の認可を受けて、共済事業を行うことができる。その他、以下に例示する共済事業の変更等に関する事項については、行政庁の許可や承認、届出等が必要である。 例)共済事業に係る規程の変更、共済事業に係る会計の他の会計への資金運用等の許可、共済事業の廃止	関連する予 算	—
規制の最近の改 廃経緯	—	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理 由	共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、PTA等に参加する者(児童生徒等、保護者、教職員等)の権利の保護を図るために必要な最小限の規制であり、これらの規制が過剰となっていたり、認可申請を阻害している状況ではない。 なお、小規模団体等に配慮し新規参入を推進できるように、平成30年1月1日(施行から7年間)までの間は経過措置として認可申請時に用意すべき準備金の額が緩和されている。 保険業法や他の制度共済の法と協調しながら規制している。	規制の維 持、改革又 は新設の別	維持
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	共済契約者や被共済者保護の観点から問題ないと判断される場合、又は保険業法が改正され、本法の規制の方が強い等の場合には、規制を緩和する余地はある。 なお、保険業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第45号)に合わせて、本法の規定についても検討したが、該当する規定がなかったことから対応していない。		
見直し条項	無		
次の見直し時期	平成32年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>